項目				内閣府の見解等	備考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	国民の共有財産である歴史資料として重要な公文書等の散逸・消滅を防止し、適切な保存を行い、それらを一般の利用に供するとともに、継続的に後世に伝えることを目的としている。	
			・当該目的が既に達成されているのではないか。	公文書等は、国民が共有すべき経験を目に見える形にした「遺産」であり、国民共通の財産である。散逸・消滅を防止しつつその体系的な保存を行い、国民の利用に供するとともに後世に伝えていくための制度を整備することは、国の基本的な責務であり、本事務・事業は今後も継続的に実施していく必要がある。	（委員会） 国家の基本的な責務・機能であり、国家が存続するかぎり必要な事業である。
			・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	内閣総理大臣（内閣府）から移管を受けた公文書等の保存及び利用は、国立公文書館において適切に行われているが、公文書等の国立公文書館への移管数は独立行政法人化後減少している等の状況に対応するため、内閣官房長官の懇談会である「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書（以下「懇談会報告書」という。）における提言等を踏まえ、真に歴史の検証に耐える公文書等が国立公文書館において適切に保存されることを保障する体制の整備を図る必要がある。	（委員会） 独立行政法人である国立公文書館の範疇を超える制度的要因等（本項目最後の欄に述べた課題を参照。）のため、国家の重要な意思決定の記録が適切に国立公文書館に移管されている状況とは言いがたい。
			・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	〃	
			・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	国立公文書館法により、国立公文書館は中央の保存・利用機関として、立法機関・司法機関も含めた国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を一括して扱う機関として位置づけられている。諸外国の例を見ても、国立公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し国民の利用に供する中央の保存・利用機関として位置づけられている。	（委員会） 従来は国立公文書館と各府省等で直接協議を行い移管計画を定めていたものを、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人化されたこと等によって、内閣府と各府省等との協議に基づく移管計画により受け入れることとなり、移管手続きが間接的で複雑なものとなった。これらの結果、移管が激減したこと、立法府や司法府からの実際の移管についての協議がなされていないこと、ポスターや白書などが移管対象になっていないことなど、独立行政法人である国立公文書館に受け入れる以前の段階で解決すべき課題が多く、それらの課題を含め、政府として、公文書の管理に関わる体制を根本的かつ直ちに検討すべきである。

項目		内閣府の見解等	備考
社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行及び定着等により、行政の同時代の国民に対する「説明責任」についての要請が強まりつつある中で、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることも、「将来の国民に対する説明責任」を確保するために不可欠な国の責務であるとの認識が広がりつつある。 電子政府化に対応した電子文書の作成が急速に進み、その保存・利用についての体制整備の必要性が高まっている。 「e-Japan重点計画2004」では、2005年度までに、歴史公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずることとされており、それに対する取組が緊急の課題となっている。	（委員会） 「ｅ－Japan重点計画２００４」では、２００５年度までに、歴史公文書等について、デジタル化・アーカイブズ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずるとされており、それに対する取組みが緊急の課題である。 電子政府時代に対応した電子文書の作成が急速に進み、その保存・利用についての体制整備を急ぐ必要性が高まった。 平成１６年１月の総理の施政方針演説で、体制整備を図る旨が言及されたり、同６月には内閣官房長官主催の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」からの報告（以下「懇談会報告」という。）が提出されるなど、歴史公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備が喫緊の課題であるとの認識が政府部内でようやく高まった。
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・本事務・事業により、どのような効果があるか。	国民共通の財産である歴史資料として重要な公文書等を体系的に保存し、一般の利用に供し後世に伝えていくことは、「この国のかたち」のありようが問われる国の基本的な責務・機能であり、将来の発展への基盤を築くとともに、「将来の国民に対する国の説明責任」を果たすことにつながるものである。	
	・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するという国の責務が果たされず、我が国の将来の発展への基盤が損なわれるとともに、現在及び「将来の国民に対する国の説明責任」も果たされなくなる。	

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講ずることは、国の基本的な責務である。 我が国の公文書館制度は、進んだ公文書館制度を有している諸外国に比べて歴然とした差があることは懇談会報告書においても指摘されているところであり、また、平成16年1月の施政方針演説においても小泉総理が「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」と述べられ、我が国の公文書館制度の拡充・強化に国として取り組む方針を示していることから、本事務・事業に国が関与しないということは考えられない。	（委員会） 　国家の基本的な責務、機能を国が放棄することは論外である。ただし、業務の一部を民間に効率的に委託する等は現在も行われており、必要なことである。
	利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	第一義的には現在及び将来の国民が利用者であるが、情報化・グローバル化の進んだ現代にあっては、世界中の人々が利用者である。	
		・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	国立公文書館の運営については、第３者機関である有識者会議を設置し、有識者の意見、利用者及び展示会入場者からのアンケート調査やレファレンス等を通じて、ニーズを十分把握して利用者サービスの向上に反映させている。 また、利用者層の多様化に対応すべく、インターネットを活用した情報発信・サービス提供や国立公文書館が行う展示会の開催、貸出し、出版、テレビ番組への資料提供等により、国立公文書館の資料を直接・間接的に利用する機会を広げており、利用者は広範囲なものになっている。	
		・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	〃	
		・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	利用者に対するサービスの質の向上及び利用者層の多様化に対応すべく努めているところであり、特定の利用者等に対する優遇措置は存在しない。	

項目				内閣府の見解等	備考
	事務及び事業を制度的独占により行う必要性	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	公文書館制度は、公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存及び利用に係る制度であり、現用文書を含めた我が国の公文書管理システムの一環をなすものであるから、本事務・事業は、現用文書の管理を第一義的に担当する国の機関と密接に連携しつつ行われる必要があり、その主体が分立することは適当でない。 歴史資料として重要な公文書等の保存については、その散逸・消滅を防止し確実に保存できるような体制を確保することが不可欠であり、またそのような業務を効率的に行う必要があることから、本事務・事業は制度的な独占により行われるべきである。 懇談会報告書においても、公文書等の保存にかかる行政コストを低減させ、行政の効率化を図るためには、国の機関等が作成した公文書等をできる限り集中管理することが望ましいと指摘されている。	（委員会） 基本的に世の中に一部しかない国の歴史的公文書等を体系的・効率的かつ確実に集中管理できる。
			・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	〃	
			・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	〃	
			・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	〃	

項目			内閣府の見解等	備考
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ること。	
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	公文書館法及び国立公文書館法に基づき、中期目標及び中期計画が定められている。	
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	本事務・事業は、本独立行政法人の設立目的を達成するために行う公文書等の受入・保存、利用、情報の収集・整理・提供、専門的技術的な助言、調査研究及び研修等であり、これらを一体的に実施することにより、公文書等のライフサイクル全体を視野に入れた保存・移管・利用を実施する体制の確保及び効率的・効果的な事業運営が可能となる。 国立公文書館業務とアジア歴史資料センター業務を一体として行うことにより、事業の効率的・効果的な実施が可能となる。	
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	〃	
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	当該独立行政法人の資産、資本等については、減価償却分を除けば大きな増減はない。	

項　　目	内閣府の見解等	備　　考
・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	本事務・事業に必要な経費は、国立公文書館の全体経費に占める割合が大きくなってきているものの、効率化等により全体の財務状況には大きな影響が生じていない。 ただし、国立公文書館の事務・事業については、自己収入を大きく見込むことはできず、ほとんどを運営交付金によってまかなわなければならないにもかかわらず、国の基本的な責務として高い質のサービスを継続的に提供しなければならないという本事務・事業の性格にかんがみれば、今後は運営費交付金について他の独立行政法人とは異なる特段の配慮が必要であると考えられる。	（委員会） 　独立行政法人国立公文書館の行う事業は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によって行われている。運営費交付金の範囲において効率化に努力しつつ、適切に事業が実施されてきており、財務状況は健全であるものの、毎事業年度において運営費交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施を確保できない恐れがある。本事業の適切な実施は国の基本的な責務であることを踏まえると、特段の考慮が必要である。
・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	行政サービス実施コストの大幅な増減は生じていない。	

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
	関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようになっているか。	国の機関は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講じる。 内閣総理大臣は、国の機関との定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。国立公文書館は、内閣総理大臣の求めに応じて意見を言うことができる。 国立公文書館は、内閣総理大臣が国の機関から移管を受けた公文書等の移管を受け、その適切な保存及び利用を図る。 また、閣議決定において「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」として、国立公文書館とは別に個別特定の分野の公文書等の保存利用機関として宮内庁書陵部、外務省外交史料館が移管先としても位置付けられている。 国立公文書館は中央の保存・利用機関として、宮内庁書陵部、外務省外交史料館等の国の保存利用機関に対し、保存利用に関する専門的・技術的な助言や研修を実施している。 国立公文書館と地方公共団体との関係は、国立公文書館法の定めるところにより「公文書館の運営に関し、技術上の指導及び助言を行うことができる」ことになっている。	
		・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	独立行政法人における本事務・事業の開始以降、分担関係に変化はない。 独立行政法人に移行する前は、国立公文書館が国の機関と直接個別に協議を行い、移管計画を定めていた。	（委員会） 　従来は国立公文書館が各府省等と直接協議を行い移管計画を定めていたが、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人に移行したことにより、各府省等と協議して移管計画を決定するのは内閣府となったため、移管に関する事務が格段に間接的で複雑なものになったこと等の要因により、移管冊数が激減した。

項目			内閣府の見解等	備考
		・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	懇談会報告書においては、①公文書等の保存にかかる行政コストを低減させ、行政の効率化を図るためには、国の機関等が作成した公文書等をできる限り集中管理することが望ましい、②すべての公文書等について、作成段階から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用に至るまで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた適切な管理が行われることが必要である、などの提言が行われているところであり、これらを踏まえつつ公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備を検討する中で、必要があれば現在の分担関係についても見直すこととしたい。	（委員会） 各府省等からの受入れ後の歴史公文書等の保存、一般の利用に供するための事業については、目標の明確化、第三者評価等の仕組みを持つ独立行政法人に移行した国立公文書館で行うことにより、効率的に行われているが、国の重要な意思決定の記録を確実に国立公文書館に受け入れることができるかという観点からみれば、受入れの機能が分断されていることは、効率性や有効性の点で問題がある。
		・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	〃	（委員会） 公文書の作成、保管、選別、移管（乃至廃棄）、保存、利用について、一貫した体系となるよう、制度や体制を根本的に見直すべきである。そのために制約が多いので、現在の分担関係は見直すべきである。
	現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	本事務・事業は、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、国民共通の財産として一般の利用に供するとともに後世に伝え、我が国の将来の発展への基盤を確立するとともに、「将来の国民に対する説明責任」を果たすという国の基本的な責務に関わるものであるから、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要がある。 法律に基づき設置される独立行政法人という形態は、本事務・事業のこのような性格に照らし合理性のある形態の１つであると考えているが、移管等の体制については、引き続き充実強化を図って参りたい。 なお、懇談会報告書を踏まえ、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方については、引き続き検討することとしたい。	（委員会） 本事業の実施は、国家の基本的な責務・機能であり、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要がある。その点においては、独立行政法人という組織形態はその必要性を満たしているが、国の重要な意思決定の記録について確実に移管を受けるという点について、現在の国立公文書館は実施機関である独立行政法人にすぎないため、公文書について知識・経験のある人材を擁しながら、各府省等と直接の協議ができないこと、制度面や体制面での企画立案ができないこと等、制約となっている問題がある。また、懇談会報告において提言されている中間書庫についても、国の機関の現用文書の管理は独立行政法人という形態のままでは国立公文書館で行えないと考える。

項　　目	内閣府の見解等	備　　考
・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	業務の効率化の観点からは、事務・事業の一部を民間等に委託することは考えられ、現に行われているが、本事務・事業が国の基本的な責務を実現するためのものであり、かつ本事務・事業の目的を達成するためには１つの主体が独占的に行うことが適当であるので、本事務・事業は民間等の他の主体が行うべきものではない。 なお、懇談会報告書を踏まえ、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方については、引き続き検討することとしたい。	（委員会） 　国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等を適正に保存し、利用に供することは、国の基本的な責務・機能であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。しかし、確実に実施されなければならず、かつ、一つの主体に独占して行わせることが適当であるので、この事業を民間の主体に移管することは適当でない。国が直接に行う事務・事業とする場合は、歴史公文書等の適切な移管等、国立公文書館が受け入れる前段階においての制度・体制等の企画立案や、国の機関との直接の協議などが、一体的、効率的に行うことが出来る。保存や利用に供するための実施事務についても、目標の設定や第三者評価など、効率化を担保する仕組みを残すことができれば、効率性や組織の活力が低下す
・（特定独立行政法人の場合）本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	本事務・事業は、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、国民共通の財産として一般の利用に供するとともに後世に伝え、我が国の将来の発展への基盤を確立するとともに、「将来の国民に対する説明責任」を果たすという国の基本的な責務に関わるものであるから、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要があり、公務員が担うべきものである。 また、公文書館制度は、公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存・利用等に関わる制度であり、現用文書も含めた我が国の公文書管理システムの一環をなすものであるから、現用文書の管理と同様に公務員が行うことが適当である。特に、国立公文書館において保存する必要のある歴史資料として重要な公文書の評価・選別及び国立公文書館において保存する公文書等に係る情報公開の判断を行う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、行政を熟知し厳格な守秘義務を課せられた公務員が担当する必要がある。	（委員会） 　公文書等の保存・利用は文書のライフサイクルの最終局面に当たり、現用文書を含めた公文書の管理システムの一環をなすものであることから、公務員が担う必要がある。 　また、非現用であっても、基本的にはこの世に１冊しかない、国の重要な歴史公文書等の評価選別、適切な保存及び公開の判断を担う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、厳格な守秘義務や政治的中立に関する義務を課せられた公務員が担当する必要がある。
・（特定独立行政法人の場合）公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	〃	〃

項目			内閣府の見解等	備考
		・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	〃	〃
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	内閣府独立行政法人評価委員会（以下「内閣府評価委員会」という。）における評価の示された結果のとおりであり、期待された効率化、質の向上等が充分図られている。	（委員会） 中期目標に掲げられた目標の一部については、目標期間前半に達成されるなど、効率化、質の向上が図られている。
		・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	中期目標を踏まえた「中期計画」、「年度計画」及び年度計画を踏まえて策定した具体的な「業務執行計画」について、四半期毎にその執行計画の検証及び評価並びに達成度等を把握するため、館長は役員会、幹部会、及び連絡会議の各会議を開催し、館の計画的かつ効率的な運営を行い、トップマネジメントの機能が十分発揮されている。理事も、専門性を生かし、的確に館長をサポートしている。 しかし、懇談会報告書において提言されているように、今後、国立公文書館が、我が国の中核的公文書館として求められる機能を十全に発揮するためには、行政実務や組織管理についての知識・経験を有する者と並んで、歴史学、行政学、情報学等の分野で高度な学識経験を有する人材が役員として常時勤務する体制を確立することが不可欠である。評価委員会からも同様の指摘を受けている。	（委員会） 館長は、独立行政法人へ移行後における業務執行体制の整備や、その後３か年度における「中期計画」、「年度計画」、「四半期毎の業務執行計画」に沿った業務の計画的執行について、職員の意思疎通や一体感の醸成に意を砕きつつ、格段の指導力を発揮した。理事も、専門性を生かし、的確に館長をサポートしている。 しかし、懇談会報告において提言されているように、今後、国立公文書館が、我が国の中核的公文書館として求められる機能を十全に発揮するためには、行政実務や組織管理についての知識・経験を有する者は当然であるが、加えて、歴史学、行政学、情報学等の分野で高度な学識経験を有する人材が役員として常時勤務する体制を確立することが不可欠である。
		・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	平成13～15年度の業務実績報告の総合評価において、「一部業務は既に中期目標を達成するなどの成果を挙げており、業務は順調に実施されている」との評価がなされたところである。今後もトップマネジメント機能を強化し、歴史資料として重要な公文書等の適切な管理、保存及び利用に必要な公文書館機能の強化並びにさらなる業務運営の効率化等を図ることとしている。	（委員会） 自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によるものであることから、今後とも効率化に向け努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性とその充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。 また、国立公文書館に受け入れる以前の問題として、国の重要な意思決定の記録が確実に国立公文書館に移管されるような制度、体制等については、独立行政法人である国立公文書館の範疇の外にある課題である。

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	中期目標を踏まえた「中期計画」、「年度計画」及び年度計画を踏まえて策定した具体的な「業務執行計画」について、四半期毎にその執行状況の検証及び評価並びに達成度等を把握し、業務の計画的、効率的遂行に努めている。	
		・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	「中期計画」、「年度計画」に基づき所蔵資料の保存に関する考え方を示す「保存対策方針」の策定、業務の効率化のための「業務マニュアル」、「マイクロ撮影マニュアル」、「修復技術マニュアル」等を作成し、業務に資することとしており、業務管理が適切に行われている。	（委員会） 「歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間をおおむね独立行政法人移行前の１年２か月から１年以内に短縮するとともに、これにより、当該作業に係る歴史公文書等１冊当たりの経費を１０％削減する」との中期目標は、文書の種類や作業の難易度によって幅があるものの、一定の効率化が図られたと評価できる。その他の業務においても、「年度計画」や「四半期毎の業務執行計画」に盛り込まれた数値目標や達成期限は順調に達成されている。
		・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	本事業にかかる経費は、概ね現行中期計画の範囲内である。	（委員会） 財務状況は、現行中期計画に沿って、適正な状況にある。
		・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	運営費交付金の執行に当たっては、業務費、管理費、人件費の区分において適切に管理されている。	（委員会） 平成１５年度の場合、独立行政法人全体として、運営費交付金収入約１７億円に対し、人件費支出約６億３千万円、その他業務支出約９億３千万円、その他管理支出約７千万円となっており、いずれの区分のおいても適切に管理されている。

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	比較可能な団体等の財務内容が明確でないこと等により、現段階では回答が困難である。 内閣府評価委員会では、「財務処理に関して新たに導入された独立行政法人会計基準に基づき適正に処理されている」との評価を受けている。	（委員会） 　他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。
	勘定区分の機能状況	・本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。	運営費交付金には、弾力的・効果的に利用できるという効果がある。	
		・勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	勘定区分の存在意義に変化はない。	
		・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	特に新たな勘定区分を設定する必要は生じていない。	

項目			内閣府の見解等	備考
	受益者負担の在り方	・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	歴史資料として重要な公文書等は、国民が共有すべき経験を目に見える形にした「遺産」であり、国民共通の財産であるとともに、現在及び「将来の国民に対する国の説明責任」を果たすという機能も有するものであるから、その利用に際して対価を徴収することは、本事務・事業の性格上適当でない。 ただし、歴史資料として重要な公文書等に係る営利目的の復刻・複写については使用料の徴収、複写を希望する者については複写に要する実費を徴収している。	
		・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。		
		・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	歴史資料として重要な公文書等に係る営利目的の復刻・複写の使用料の徴収、複写を希望する者に対する複写の実費は、いずれも妥当な水準であると考える。	
		・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	対価の水準は妥当であり、見直しの必要はないと考える。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。	平成13年度から平成16年度までの年度計画の策定に当たっては、各年度の業務実績、内閣府評価委員会の評価及び指摘事項を踏まえ、年度計画を定めているところである。 平成16年6月の懇談会報告書においては、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備に必要な提言がなされたところであり、これを踏まえて公文書等の移管の在り方、「中間書庫システム」の構築、制度を支える人材育成、公文書等のデジタル化への対応、地方公文書館との連携、必要な体制整備等について検討を進めているところである。	(委員会) 平成１３年度から、歴史公文書等の移管に関し、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人に移行したこと等に伴い制度が改変した。 平成１６年６月には、懇談会報告が出され、平成１３年度の改革以降の問題点についても検討の上、今後の方向性が提言された。

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・各見直しのねらいはどのようになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	〃	（委員会） 　平成１３年度の改革においては、国が自ら主体となって実施する必要の無い実施事業を分離して独立行政法人に行わせることにより、効率化を図ることがねらいであった。独立行政法人制度の特徴のひとつである目標の明確化と第三者評価等により、業務の効率化、組織の活性化が図られたことは評価でき 　平成１６年６月に出された懇談会報告は、国立公文書館に歴史公文書等が移管されたあとの保存や利用に供するための事業の効率化のみならず、国の重要な意思決定の記録が、確実に作成、保管、移管、保存、利用されるという、「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」が現在及び未来の国民に共有されるための有効かつ効率的な体系について、全体を俯瞰し、現状を分析し、課題を洗い出し、今後の方向性を提言している。
		・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	〃	
		・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	〃	
		・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	〃	

項目			内閣府の見解等	備考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	戦後５０周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の一つとして、我が国とアジア近隣諸国等との歴史に関し国が保管する資料について、インターネットを通じて国民一般及び関係諸国民の利用に供し、併せてこれら諸国との相互理解の促進に資すること。	
			・当該目的が既に達成されているのではないか。	センターでは発足以来データベース構築計画を策定し、平成２３年度までに約２，８５０万画像を整備する計画で事業を実施している。センターの事業は順調に推移しており、設立後２年４か月が経過したところであるが、計画数の約２０％程度の資料をインターネットで提供している状況である。今後とも計画に基づき質、量ともに充実したデータベースを構築し、世界に発信し続けていくことが、諸外国との相互理解の促進に不可欠である。	（委員会） センターは、平成１３年１１月に独立行政法人国立公文書館に付置される形で発足し、当初、平成２６年度までに約２７００万コマの画像データを整備する計画であったが、その後、整備計画を繰り上げ、平成２３年度までに約２，８５５万コマの画像データを整備する計画である。センターの事業は順調に推移しており、平成１５年度末には、４６５万コマの資料が提供されている。今後とも計画に基づき、質、量ともに充実したデータベースを構築し、世界に発信していくことが、諸外国との相互理解の促進に不可欠である。
			・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか	現状における資料提供数については上記で記述したとおりであり、センター開設後日が浅いにもかかわらず、国内外におけるセンターの活動等への評価が非常に高まってきており、提供資料の拡大や質の向上などさらなる充実を求められている状態である。事業を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当初の目標は達成することが可能である。アジア近隣諸国との相互理解に役立つもためにも一日も早いデータベースの構築が必要となっている。	（委員会） データベースの構築は順調に進んでおり、また、利用者の利便性の向上も図られており、世界的にも先導的なデジタルアーカイブズとして評価されるに至っている。アクセス数も、累計で５５万件に上っており、そのうち英語版へのアクセスも５万３千件となっており、諸外国からも利用されていることが分かる。
			・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	〃	
			・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	インターネットで大量の公文書の原本を画像提供するという他に類を見ない事業であり、設問にあるような状況は生じていない。	（委員会） 大量の公文書の原本をインターネットにより画像提供するという手法は、利用者、特に諸外国等遠隔地からの利用に極めて利便性の高い手法である。

項目			内閣府の見解等	備考
		社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	アジア諸国、とりわけ中国、韓国との間で歴史認識の問題は大きな問題として引き続き存在し、時には、大きな外交問題に発展する状況にある。政府としてその解決への努力が求められている中、センターのインターネットを通じて提供される資料（当時の公文書の原本）により歴史に関する一定の事実が共有され歴史認識の問題につき客観的議論が可能となり、アジア近隣諸国等との友好関係構築に役立っていくものである。
		国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	・本事務・事業により、どのような効果があるか。	過去の公文書に基づいた歴史認識の問題についての議論を通じ、アジア近隣諸国等との未来志向をもった関係が構築できる。
			・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	政府の過去の歴史に対する説明責任の道が閉ざされることになり、アジア近隣諸国等との友好交流を進めようとしている政府の姿勢が問われることとなる。
			・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	本事業で扱っている資料は国の公文書であり、このような公文書の公開を国が関与しない形で対外的に発信していくことは、資料の信憑性や中立性という観点から無理が生じる。	（委員会） 日本政府が「平和友好交流計画」の重要な柱の一つの事業の遂行に関し、関与せず、責任を放棄することは、政府の姿勢が問われることになる。
		利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況	・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	現状において大半の利用者は国内外の研究者や学生であるが、インターネットを通じて誰もが無料で資料を閲覧できる状況を保ち続けることで国際社会における日本の真摯かつ開放的なイメージの確立につながり、アジア近隣諸国等との未来志向をもった関係が構築できる。よって国民全体及び世界中の人々が受益者となる。
			・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	センターの運営については、諮問委員会委員等の有識者の意見、さらに一般の利用者の要望、コメント等の具体的なニーズを十分にくみ取り、データベースを順次改善しているところである。

項目				内閣府の見解等	備考
			・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	センターが提供する資料の性格から、主な利用者は内外の研究者であるが、一般の利用者にも使いやすいデータベースとなるよう利用者の声の収集や初めてセンター資料を利用する初心者のための利用マニュアル等の整備やホームページ上の特別展の開催等もしており、一般の利用者からの反響も増えている。	
			・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。		
	性 事務及び事業を制度的独占により行う必要	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	本事業は、戦後５０周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の一つとして、我が国とアジア近隣諸国等との歴史に関し国が保管する資料について、インターネットを通じて国民一般及び関係諸国民の利用に供し、併せてこれら諸国との相互理解の促進に資するものである。 センターが提供する資料は公文書であり、国が関与した機関が独占して行うことにより、過去の歴史に関する国の説明責任に対する姿勢を示すこととなり、資料の信憑性、中立性、公正性が担保された状況で行うことが肝要である。 仮に民間ベースで行う場合、扱っている資料が公文書であるためその信憑性等が担保されるか疑問が生じる。また、情報提供の有料化等の問題も生じ、資料が広く活用されない可能性も出てくるため、センターの目的が達成されない。	（委員会） 業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等であることから、資料の信憑性、中立性、公正性が担保されることが不可欠である。
			・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	〃	

項目				内閣府の見解等	備考
			・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	〃	
			・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	〃	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係		・本独立行政法人の設立目的は何か。	公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ること。	
			・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	歴史資料として重要な公文書等のうち、アジア歴史資料（近現代の日本とアジア近隣諸国等との関係に関する公文書）を最新のＩＴ技術を用い全世界に広く提供することにより、国立公文書館の設立目的のうち特に一般利用者の利用に資する事業の実施に大きく貢献している。	
			・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	国立公文書館の事業の目的は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を図ることであり、本センターの事業は利用を図る部分を最新のＩＴ技術を駆使して、全世界に提供するものであり、国立公文書館の事業と一体化している。このことにより、国立公文書館が中心となって行っている我が国の公文書の保存・利用に関する情報の世界に対する提供、発信事業の一翼を担っている。	
			・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	国立公文書館とセンターの事業運営は一体化しており、さらに国立公文書館は原資料の提供元にもなっている。もし一体的に行われない場合、相互連携及び協力体制がとれず、データベースの迅速な構築に支障を来たすとともに、管理部門の二重化など、非効率的な事業運営となる。	

項目			内閣府の見解等	備考
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	当該独立行政法人の資産、資本等については、減価償却分を除けば大きな増減はない。	
		・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	データベース構築のスピードアップ、質の向上などを求める声は強く、今後このようなニーズに応えていくためには、国立公文書館の全体経費に占める割合は大きくなっていくものの、効率化等により財務状況にはほとんど影響を与えない。	（委員会） 本事業は、自己収入が見込めず、全て運営費交付金によって行われている。本事業は、運営費交付金の範囲内において効率化に努力しつつ適正に実施されてきており、財務状況は健全ではあるものの、毎事業年度において運営費交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施が確保できない恐れがある。
		・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	現在のところ大幅な増大や減少はしていない。	
	関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようになっているか。	内閣府の協力を得て内閣官房がアジア歴史資料整備事業の基本方針の策定、基本的事項の企画・立案及び総合調整を行い、独立行政法人（センター）が事業を実施している。なお、アジア歴史資料整備事業の企画・立案及び総合調整を円滑に行うため関係省庁の職員によるアジア歴史資料整備事業連絡調整会議が内閣に設置されている。 また、資料の原本を有する国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、外務省外交史料館において原本のマイクロ・デジタル化を行い、センターがインターネットへ投入するための画像変換及び目録情報の付与を行ってデータベース化するという体制で実施している。このような体制を通じて、歴史的公文書の整備と世界に対する発信といった事業を行うことが可能となっている。	

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	〃	
		・現行の分担関係には、どのような効果があるか。	〃	
		・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	〃	
	現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・　本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	本事業は国が関与することにより、事業の信頼性を確保しつつ実施することができるものであり、他の主体及び民間が行うべき事務・事業ではない。	（委員会） 　国が関与しつつ、目標の明確化や第三者評価により事業の効率化を図ることができる。また、弾力的な執行が可能な運営費交付金により事業が行われるため、利用者ニーズへの機動的な対応が可能である。 　また、センターがデジタル化された資料を受け入れる前の段階での制度上等の企画立案の問題や、国の機関との直接の協議ができないことによる問題等、独立行政法人という組織形態に伴う問題は、大きくない。
		・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	〃	（委員会） 　「平和友好交流計画」の重要な柱の一つであり、国が関与しなければならない事業であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。自己収入が見込めない事業であり、国が直接行う事業とした場合にも、効率性、弾力性、透明性に意を払えば、大きな問題は生じないと思われる。

項目			内閣府の見解等	備考
		・（特定独立行政法人の場合）本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。	本事業は歴史的公文書のうちアジア歴史資料の公開であり、その公的な性格からして内外の信頼性の確保の点でも公務員が担う必要がある。	（委員会） 業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等であることから、提供の責任者が公務員であることにより、資料の信憑性、中立性、公正性が担保することが不可欠である。
		・（特定独立行政法人の場合）公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。	〃	
		・（特定独立行政法人の場合）公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。	〃	
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	本事業は、歴史的公文書を最新のＩＴ技術を駆使し、インターネットを通じて資料を世界へ発信しているが、センターホームページへのアクセス数の増加にみられるように利用者からの評価、支持も得てきており、その旨は内閣府独立行政法人評価委員会（以下「内閣府評価委員会」という。）においても評価すべき点として指摘されてきているところである。	（委員会） 当初のデータベース構築計画を改定し、整備作業を繰り上げるなど、当初の期待を上回るペースでデーターベースが構築されている。また、利便性の向上にも格段の努力が払われ、ICA/UNESCO世界情報社会サミットのための準備会合において、デジタルアーカイブズの先導的モデルとして非常に高い評価を受けたことは特記すべきことである。
		・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	中期目標の達成に向け独立行政法人のトップマネージメントが十分発揮されている。内閣府評価委員会の評価においてもその旨高い評価を得ている。	（委員会） 高名な研究者でもある非常勤のセンター長の指導の下、アジア近隣諸国からも、本事業の遂行の姿勢、事業の質の高さ等について高い評価を得ている。

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。	内閣府評価委員会の評価にもあるように、トップマネージメントが十分発揮されたことにより成果が期待されているところであり、設問のような状況はない。	（委員会） 　自己収入が見込めず、すべて運営費交付金によるものであることから、今後とも効率化、質の向上に努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性とその充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。
	効率化、質の向上等に係る指標等の動向	・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。	中期目標、中期計画に基づき年度毎の年度計画を作成し、それに基づく事業の進捗状況のチェックなどを行っている。その際、データベースの達成状況、広報活動の実施状況、利用者の利便性向上の調査実施等の指標を用いている。	
		・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。	年度計画を作成するに際し、内閣府評価委員会等の指摘事項なども考慮に入れ、より事業の運営が効率的かつ効果的に実施できるよう指標を前年度より高めて作成している。	（委員会） 　データベース構築計画は、当初計画を改定し、整備作業を繰り上げるなど、当初の想定よりも積極的に推進されている。ホームページアクセス件数も、平成１５年度末までに累計５５万件となるなど、利用者が着実に増加している。
		・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。	本事業にかかる経費は、概ね現行中期計画の範囲内である。	

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。	運営費交付金の執行に当たっては、事業費、管理費、人件費の区分において適切に管理されている。	
		・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	本事業は歴史的公文書を最新のＩＴ技術を駆使してインターネットで原本を提供するという世界的にも他に類を見ない先駆的なものであり、他と比べる事業がないのが現状であり、現段階では回答が困難である。 内閣府評価委員会では、「財務処理に関して新たに導入された独立行政法人会計基準に基づき適正に処理されている」との評価を受けている。	（委員会） 　他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。
	勘定区分の機能状況	・本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。	運営費交付金には、弾力的・効果的に利用できるという効果がある。	
		・勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	勘定区分の存在意義に変化はない。	
		・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	特段に、新たな勘定区分を設定する必要性は生じていない。	

項目			内閣府の見解等	備考
	受益者負担の在り方	・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。	インターネットで公開の対象は、国の公文書であり、一般の利用者の利用促進のため対価は徴収していない。ただ、受益者一部負担という観点では、センター閲覧室におけるコピー料金は利用者負担としている。	
		・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。	インターネット上での閲覧を有料化することは、国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等に対するアクセスの権利を妨げることになり、民主主義の根本に関わる問題となる恐れがある。また、アジア近隣諸国からの利用も促し、歴史資料の共有化を図ることが本事業の目的であるので、有料化によって利用が阻害される恐れがある。	
		・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。	徴収していない。	
		・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。	世界的にも公文書の公開は無料で提供しているのが、現状である。利用者から対価をとることについては、世界の動きを見定めながら慎重に検討されるべき事項であると考えている。	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。	平成１３年度から平成１６年度までの年度計画の策定に当たっては各年度の業務実績、内閣府評価委員会の評価及び指摘事項等を踏まえて定めているところである。また、データベースの構築の迅速化や質の向上、利便性の向上等については諮問委員会やデータ検証委員会などの有識者や利用者の声に耳を傾けながら常に実施している。	
		・各見直しのねらいはどのようになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。	利用者サービスの向上であり、データベースの質の向上によりアクセスが増加し資料の検索の精度が上がるなど外部から評価を受けている。特に、国際的にもデジタルアーカイブズの先導的モデルとして高い評価を得るに至っている。	
		・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。	低下しないよう効果的な事業の実施につとめている。	

項　　目			内閣府の見解等	備　　考
		・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。	利用者の声、ニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び資料の提供を常に考慮している。	
		・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。	センターホームページへのアクセス数が増加している。平成１３年度３万件、平成１４年度１５万件、平成１５年度３７万件と増加し、平成１５年度末のアクセス数の累計は５５万件となった。	